

議 会 全 員 協 議 会 会 議 次 第

平成 27 年 9 月 17 日 午後 1 時 30 分～
松 川 町 役 場 協 議 会 室
全員協議会に関する規定、当会議の公開 有無

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) マイナンバー開始に伴う条例等の制定について

[総務課・住民税務課]資料No.1

4. 報告事項

(1) 教育委員の任命について

[こども課] 資料なし

(2) 総合戦略と人口ビジョンについて

[まちづくり政策課] 資料No.2

(3) 国土利用計画(松川町計画)について

[まちづくり政策課] 資料No.3

(4) 農村観光交流拠点等整備計画について

[まちづくり政策課] 資料No.4

(5) 梅松苑について

[産業観光課] 資料No.5

(6) 果樹栽培 100 周年記念事業について

[産業観光課] 資料No.6

(7) フォレストアドベンチャー松川の運営状況について

[産業観光課] 資料No.7

(8) 地域おこし協力隊について

[産業観光課] 資料No.8

(9) 太陽光発電事業について

[環境水道課]資料No.9

(10) 社会資本整備総合交付金(都市再生)事業の計画変更について [道路、公園関係]他辺地入札結果について

[建設課] 資料No.10

5. その他

- ・学校教育アンケートについて

[こども課] 総産建委員のみ

6. 閉 会

(閉会后議員のみ協議)

・その他

9月28日(月)安全祈願祭 10:00

9月30日(水)議会運営委員会 8:30 ~

9月30日(水)議員協議会 9:30~

◇ 9月30日(水)高森町議会との交流会 14:10 発 (北部火葬場見学あり)

◇ 10月4日(日)まつかわハーフマラソン大会

10月6日(火)くだもの100周年記念式典

◇ 10月17日(土)豊丘村マレット練習 15:30 役場集合

◇ 10月20、21日議会だより研修

10月22日(木)北部ブロック議員総会(豊丘村)

10月23日(金)生東地区 議会報告会「語る会」

10月26日(月)古町地区 //

◇ 10月26日(月)午後 全協 臨時会(未定)

10月27日(火)社会文教常任委員会(P4:00~社協)

10月29日(木)飯伊地区議員研修会(PM)

10月29日(木)大島地区 議会報告会「語る会」

11月3日(火)関車松川町の会

11月13日 ネエ

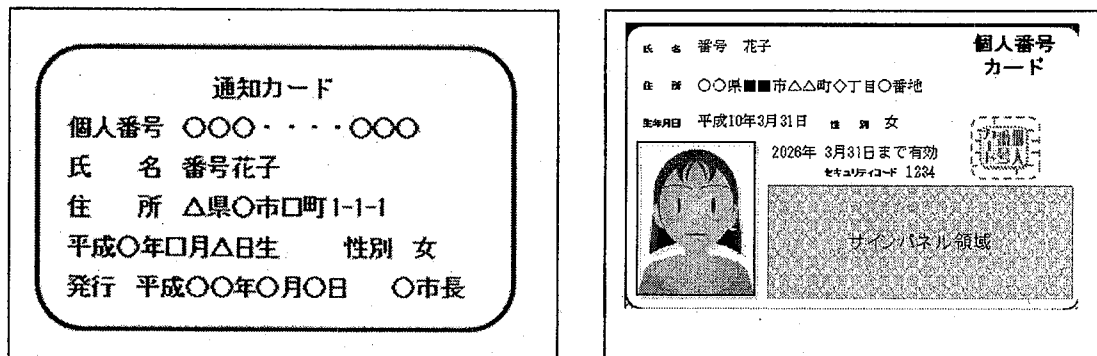
16:00 ~ 日玉

青年の家 - プログラムの提出を

議会全員協議会・委員会の質問に対する回答

① 個人番号カードの発行は希望者とあるが、希望者でいいか

10月以降、順次個人に通知カードが送付されます。



通知カードには、個人番号、氏名、住所、生年月日、住所が記載されております。個人番号カードにはICチップが埋め込まれ、電子証明書が搭載されます。

個人番号カードで受けられるサービスとして、印鑑証明の登録証の代わりに番号カードを使用することや、コンビニエンスストアで住民票を発行するなどが考えられていますが、松川町ではまだ、これらのサービスを開始する予定がありません。ですから、必ずしも全員個人番号カードを取得する必要がありません。

② 個人番号カードで利用できるサービス

- ・ 身分証明書として使用する
- ・ 電子証明書を利用して、所得税の電子申告（e-tax）

③ 暗証番号は必要なのか

個人番号カード用と公的個人認証用の2種類の暗証番号があります。また、サービスごとに暗証番号が必要となります。いくつもの暗証番号は忘れやすいと懸念がありますが、個人の情報を守るためなので、ご理解ください。

④ 住民にとって何が便利になるのか。具体的な例を

公的機関に提出していた書類に添付した住民票や所得証明書が不要になります。

- ・ 児童扶養手当などの所得証明書、住民票の添付が省略できる。
- ・ 転出証明書の添付が不要。（転出・転入届は必要）
- ・ 転入の際添付していた児童手当の所得証明書が不要など。

⑤ セキュリティの管理。リスクマネジメントについて考えがあるか。

パンフレットP13にあるような管理体制を構築します。

⑥ 広報の計画について

通知カードの送付前の8月9日に広報を行う予定です。広報担当者と相談しながら、簡単なQ&Aの連載などを検討してまいります。その中でデメリットについて広報いたします。

⑦ リスクマネジメントの考えかた。漏えいした場合の責任はだれがとるのか。

地方自治体は、法律で決められたマイナンバーを取り扱う業務を担う場合と、事業所としての立場の二つの立場で考えなければなりません。

法律で決められた業務については、ネット環境に繋がっていないパソコンで業務を行うことになっておりますので、漏えいは、職員が故意にネット環境に持って行った場合と考えられ、当該職員は処分されることになります。

つぎに、松川町役場という事業所としての考え方ですが、ネットの環境でやり取りするマイナンバーは常に漏れる可能性があると思います。最初に漏らす事業所にならないことしかありません。

- ・ リストを作成してはいけない。
- ・ 本人から聴取したナンバーを記入した用紙は、用事がすんだら処分する。

などの、法律に決められた細かいルールがあります。この国の指針を見ながら、松川町のルールを決め、職員に周知してまいります。

松川町個人情報保護条例（平成11年松川町条例第22号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
（目的） 第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で<u>個人情報の保護</u> が重要であることを認識し、町の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって公平かつ適正な町政の運営に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） （略）	（目的） 第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で<u>個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の保護</u>が重要であることを認識し、町の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって公平かつ適正な町政の運営に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> （3） <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u> （4） <u>特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</u>

(2) (略)

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の開示

及び訂正

を求める町民の権利が十分保障されるよう努めるとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(5) (略)

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。)の開示及び訂正を求める町民の権利が十分保障されるよう努めるとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(特定個人情報保護評価)

第7条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第7条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 特定個人情報ファイルの名称

(2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 特定個人情報ファイルの利用目的

(4) 特定個人情報ファイルに記録される項目(以下この条及び次条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の

氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。)として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）

(5) 記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報
をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収集方法

(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合
には、その提供先

(7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5
号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記
載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定
個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

(8) 第15条第1項又は第23条第1項の規定による請求を受理す
る組織の名称及び所在地

(9) 当該特定個人情報の訂正に関して法律若しくはこれに基づ
く命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められてい
るときは、その旨

(10) その他実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、
適用しない。

(1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために
作成し、又は取得する特定個人情報ファイル

(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る特定個人情報フ
ァイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関

する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。）

- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
- (4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
- (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (8) 本人の数が実施機関が定める数に満たない特定個人情報ファイル
- (9) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル
- (10) 電子計算機による検索を用いなくて特定の特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された特

定個人情報ファイル

- 3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条の4 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿(第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報

_____を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を

(提供先に対する措置要求)

第10条 実施機関は、前条第1項ただし書の規定により個人情報を取り扱う

事務の目的以外の目的で個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(提供先に対する措置要求)

第10条 実施機関は、第9条第1項ただし書の規定により個人情報
(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を取り扱う

事務の目的以外の目的で個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機の結合による提供の禁止)

第12条 実施機関は、通信回線等による電子計算機の結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)により個人情報を実施機関

以外のものに提供してはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(安全性等適正管理の確保措置)

第13条 実施機関は、個人情報

の漏えい、損傷及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3 (略)

(個人情報の開示請求権)

第15条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己の個人情報

の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(電子計算機の結合による提供の禁止)

第12条 実施機関は、通信回線等による電子計算機の結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)により個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(安全性等適正管理の確保措置)

第13条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項及び次項において同じ。)の漏えい、損傷及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3 (略)

(個人情報の開示請求権)

第15条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条(次項を除く。)から第25条までに於いて同じ。)の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人（実施機関が特別の理由があると認める場合に限る。）は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。

（開示請求に対する決定等）

第17条 実施機関は、前条第1項の規定による開示請求があったときは、当該開示請求があった日の翌日から起算して15日以内

_____に開示請求に係る個人情報を開示するか否かを決定し、当該開示請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2・3 （略）

（個人情報の訂正請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、前条第1項の規定による訂正請求があったときは、当該訂正請求があった日の翌日

_____から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正するか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができない場合においては、訂正請求があった日

2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、前項の開示請求をすることができる。

(1) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人（実施機関が特別の理由があると認める場合に限る。） 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

（開示請求に対する決定等）

第17条 実施機関は、前条第1項の規定による開示請求があったときは、当該開示請求があった日の翌日から起算して15日以内（特

定個人情報に係る開示請求にあつては、開示請求があった日から30日以内）に開示請求に係る個人情報を開示するか否かを決定し、当該開示請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2・3 （略）

（個人情報の訂正請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、前条第1項の規定による訂正請求があったときは、当該訂正請求があった日の翌日（特定個人情報に係る訂正

請求にあつては、訂正請求があった日）から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正するか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に同項の決定をすることができない場合においては、訂正請求があった日

の翌日

から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。

3・4 （略）

（他の制度等との調整）

第29条 この条例は、法令、他の条例その他別の定めにより、閲覧、縦覧若しくは謄本、抄本等の交付又は訂正の手続が定められている個人情報について、適用しない。

2 （略）

3 （略）

の翌日（特定個人情報に係る訂正請求にあっては、訂正請求があった日）から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。

3・4 （略）

（情報提供等記録の提供先等への通知）

第25条の2 実施機関は、訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（他の制度等との調整）

第29条 この条例は、法令、他の条例その他別の定めにより、閲覧、縦覧若しくは謄本又は抄本等の交付の手続が定められている個人情報（特定個人情報を除く。）については、適用しない。

2 この条例は、法令、他の条例その他別の定めにより、訂正の手続が定められている個人情報については、適用しない。

3 （略）

4 （略）

松川町手数料徴収条例(平成12年松川町条例第19号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
○松川町手数料徴収条例			○松川町手数料徴収条例		
平成12年3月22日 条例第19号			平成12年3月22日 条例第19号		
(略)			(略)		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	単位	金額	種類	単位	金額
(略)			(略)		
(34) 住民基本台帳、戸籍付表の閲覧手数料	1 件につき	300円	(34) 住民基本台帳、戸籍付表の閲覧手数料	1 件につき	300円
(35) 家族、親族に関する証明手数料	1 件につき	300円	(35) 家族、親族に関する証明手数料	1 件につき	300円
(36) 住民基本台帳、戸籍付表の謄本又は抄本の 交付手数料	1 件につき	300円	(36) 住民基本台帳、戸籍付表の謄本又は抄本の 交付手数料	1 件につき	300円
(37) 住民基本台帳法第30条の規定による住民 基本台帳カードの交付手数料	1 件につき	500円	(37) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する通知カードの再交付手数料</u>	1 件につき	500円
(38) 生存、不存、失踪等に関する証明手数料	1 件につき	300円	(38) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カードの再交付手数料</u>	1 件につき	800円
(39) 土地に関する証明手数料	1 件につき	300円	(39) 生存、不存、失踪等に関する証明手数料	1 件につき	300円
(以下略)			(40) 土地に関する証明手数料	1 件につき	300円
			(以下略)		

※カードの紛失、焼失、著しく損傷した場合が対象。市町村や地方公共団体情報システム機構のミスによる場合は無料。

松川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

骨子(案)

平成 27 年 9 月

松川町

1. 策定の背景

➤ まち・ひと・しごと創生法の制定（平成 26 年 11 月 28 日法律第 136 号）

【目的（第 1 条）】

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

➤ 「まち・ひと・しごと創生」政策 5 原則

- ①自立性…構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。
- ②将来性…地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。
- ③地域性…各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。
- ④直接性…最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。
- ⑤結果重視…PDCA メカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

2. 計画の位置付け

松川町まち・ひと・しごと創生総合戦略は（以下「総合戦略」という。）は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、松川町の「まち・ひと・しごと」創生に向けた基本的な考え方や目標、具体的な施策をまとめたものである。

総合戦略の策定にあたっては、第 5 次松川町総合計画をはじめ、まち・ひと・しごと創生法に準拠し、国が定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「まち・ひと・しごと創生」政策 5 原則、松川町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を踏まえ策定する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。

Ⅰ 基本的な考え方

1.総合戦略における松川町のまちづくりの将来像

美しい自然や人とのつながりを大切にする生活を背景に、松川町における人口減少と地域経済の縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立するため、都市への若者の人口流出を食い止め、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現して、誰もが豊かに安心して暮らし続ける地域であるために、本町のまちづくりの将来像を、

『いっしょに育てよう

一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ』

とし、その実現に向け着実なまちづくりを進めていく。

2.基本的な視点

松川町における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立するため、以下の3点を基本的な視点とする。

基本的な考え方（○）	現状（◇）と課題（☆）
○人口減少に歯止めをかける	◇松川町の総人口は、平成17年をピークに減少に転じている ☆国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成52年（2040年）には9,963人まで減少すると推計 ☆人口の自然減少は避けられない状況
○都市への若者の人口流出を食い止める	☆大学等を卒業後、Uターンしない若者が増加 ☆負のスパイラル（悪循環の連鎖）に直面 ☆核家族世帯、単独世帯とも増加傾向 ☆高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の増加
○若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する	◇都市部には、仕事の条件がかなえば地方への移住を希望する人が4割いるとの調査結果もある ☆若い世代が希望する就職先が少ない ☆町内で従業している就業者数の減少 ☆出産の高齢化、晩婚化、子育て世代の女性人口の減少

3. 取組体制と PDCA サイクル

○松川町地方創生推進本部…庁内組織：理事者、課長、局長

○松川町まち・ひと・しごと総合戦略策定委員会…庁内組織：課長、局長、係長

○松川町まち・ひと・しごと総合戦略審議会…産学官金労言他の有識者

(1) 計画策定 (PLAN)

地域づくり会議、総合計画における住民アンケート、住民 100 人ヒアリングを基に、行政内部における第 4 次総合計画の評価、第 5 次総合計画での取組み等を含め整理する。

その内容について、松川町地方創生推進本部を中心に、総合戦略策定委員会、松川町まち・ひと・しごと総合戦略審議会、議会において計画を策定する。

(2) 推進 (Do)

本計画は、幅広く情報発信するとともに、各分野において関連する地域、団体、企業、行政等が協働した推進体制を構築する。また、重点プロジェクト間の連携による相乗効果に着目し、期間内における効果的な事業投資を図るなど高い実効性を確保する。

(3) 点検・評価 (CHECK)

本計画に基づき、原則として毎年統計データ等社会指標を用いて各施策群及び施策に掲載された数値目標及び重要業績指標の推進状況を松川町総合戦略推進会議(産学官金労言他に組織)にて検証する。また結果を広く公表し計画の成果や課題について住民等と広く共有を図る。

(4) 改善 (ACTION)

原則として毎年実施する点検評価の結果を基に効果検証を行い、松川町総合戦略策定委員会において必要な施策の見直しや改定を行う。(翌年度 6 月改定)

Ⅱ 今後の施策の方向性

1. 政策の基本目標及び基本的な方向

『基本目標－1』

美しい自然や風土を生かした人々が集うまちづくり（ひとの流れ）

数値目標	基準値	目標値
交流人口		
➤ 基本的方向		
・暮らし続けたい町をつくる（生活、地域コミュニティ） ・松川町を知ってもらおう（情報発信） ・松川町に訪れ楽しんでもらう（観光、交流） ・松川町に暮らしてもらおう（移住定住促進） ・自然環境の保全 ・地域の景観保全、育成		

『基本目標－2』

豊かな暮らしと文化を生み出すしごとづくり（しごとづくり）

数値目標	基準値	目標値
町内企業等就労者数		
➤ 基本的方向		
・若い世代の雇用を創出し、希望を叶える（マッチング） ・地元企業、地域農業の活性化 ・企業間の連携 ・松川町に合った仕事をつくり出す ・企業誘致		

『基本目標－3』

こどもの笑顔あふれるまちづくり（結婚・出産・子育て）

数値目標	基準値	目標値
合計特殊出生率		
▶ 基本的方向 ・安心して結婚できる環境づくり ・出産・子育てしやすい地域づくり ・仕事と生活の調和		

『基本目標－4』

誰もが安心して生活できるまちづくり（まちづくり）

数値目標	基準値	目標値
国勢調査人口		
▶ 基本的方向 ・災害から町を守る ・環境への配慮 ・継続的なインフラの維持管理、整備 ・教育、生涯学習、スポーツの充実 ・地域の伝統、文化の継承		

2.主な施策

Ⅰ 美しい自然や風土を生かした人々が集うまちづくり（ひとの流れ）

※第5次総合計画の施策、評価等と併せて検討

(1) 人と人が顔を合わせ 広くつながる	現状（◇）と課題（☆）
◇暮らし…気候、風土に恵まれ、暮らしやすいまち ◇土地…天竜川西側は広大な扇状地、天竜川東側は急峻な地形（散在集落） ☆情報…PR 不足 ◇交流…果樹農家を中心とした都市農村交流が盛ん ☆観光…滞在時間を伸ばす	
▶ 主な施策（※◎4次総合計画より抜粋、☆交付金対象事業）	
◎地域間交流の推進 ◎広域行政の推進 ◎観光宣伝の推進と受入体制の整備 ◎清流苑、リフレッシュタウンまつかわの里の利用促進 ◎グリーンツーリズムの推進 ◎住宅確保の支援 ◎IJU ターンの支援 ☆農村観光交流拠点整備促進事業（タイプⅡ）	

※数値目標は、第5次総合計画の施策、評価等と併せて検討

数値目標	基準値	重要業績評価指標 (KPI)
①住宅家屋床面積		
②空き家バンク登録数		
③農村観光交流センターみらい利用者数		
④年間転入者数（IJU ターン者数）		

※第5次総合計画の施策、評価等と併せて検討

(2) 自然豊かなふるさとで いきいきと暮らせる	現状(◇)と課題(☆)
◇景観…優れた眺望景観	
◇☆…コミュニティの希薄化、若い世代の自治意識の変化、少子高齢化に伴う人口現象	
▶ 主な施策(※◎4次総合計画より抜粋、☆交付金対象事業)	
◎地域コミュニティの支援 ◎自主的なまちづくり活動の支援 ◎住民参画の推進 ◎暮らしを支え合う地域づくり ◎自然環境の保全 ◎環境保全活動の推進 ◎美しい景観の保全 ☆中学生の社会力育成支援 ☆集落自治の維持支援業務	

※数値目標は、第5次総合計画の施策、評価等と併せて検討

数値目標	基準値	重要業績評価指標 (KPI)
⑤自治会組織率(地域コミュニティの支援)		
⑥職場体験学習の受入事業所数		
⑦国勢調査人口による生東地区人口		

II 豊かな暮らしと文化を生み出すしごとづくり（しごとづくり）

※第5次総合計画の施策、評価等と併せて検討

(1) 安心して働ける環境をつくり	
地域の良さを活かした産業を育てる	現状（◇）と課題（☆）
☆雇用…10年間で約2割の町内就業者数が減少 ☆商工業…商店街の活力、後継者不足 ☆農業…農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加 ◇果樹栽培…100年周年（歴史ある果樹栽培）	
▶ 主な施策（※◎4次総合計画より抜粋、☆交付金対象事業）	
◎魅力ある農業の振興 ◎地域内産業の連携による新たな事業展開 ◎農業基盤整備の推進 ◎商業、工業の活性化の推進 ◎賑わい活力のある商業の振興 ◎企業立地の推進 ◎町内企業の支援 ◎雇用対策の支援 ☆新規就農者への支援 ☆賑わい創設支援	

※数値目標は、第5次総合計画の施策、評価等と併せて検討

数値目標	基準値	重要業績評価指標 (KPI)
⑧認定農業者数		
⑨商品販売額		
⑩製品出荷額		
⑪高等学校卒業者就職率		
⑫無料職業紹介所利用者数 (求職者数)		
⑬くだもの観光協会所属農家		
⑭経営耕地面積		
⑮空き店舗への新規参入数		
⑯女性による研修会交流会等への取組		

Ⅲ こどもの笑顔あふれるまちづくり（結婚・出産・子育て）

※第5次総合計画の施策、評価等と併せて検討

(1) みんなで支え合い 子どもたちを育ていく	現状（◇）と課題（☆）
◇結婚…晩婚化 ◇出産…出産年齢の高齢化 ◇☆子育て…支援内容の充実、PR 不足	
➤ 主な施策（※◎4次総合計画より抜粋、☆交付金対象事業）	
◎次代の親の育成（結婚・出産等の支援） ◎子育て世帯への経済的支援 ◎母子保健の充実 ◎地域における子育て支援 ◎保育サービスの充実 ◎障がい児へのきめ細やかな対応 ◎知・徳・体（食）の調和がとれた学校教育の推進 ◎子どもの健全育成 ☆婚活事業	

※数値目標は、第5次総合計画の施策、評価等と併せて検討

数値目標	基準値	重要業績評価指標 (KPI)
⑰乳幼児健診受診率		
⑱子育てサークル等支援回数		
⑲子育て支援センター利用者数		
⑳人口動態調査における町内人口 1,000 人当たり婚姻件数		
㉑子どもの生活の場の確保		
㉒地域コーディネーターによる事業実 施数		

Ⅳ 誰もが安心して生活できるまちづくり（まちづくり）

※第5次総合計画の施策、評価等と併せて検討

(1) 地域の絆と力を育み 安全・安心なまちをつくる 現状（◇）と課題（☆）
◇防災防犯…防災防犯体制の充実、消防団の活躍 ☆環境…ごみの適正な処理 ☆インフラ…都市インフラ等の老朽化
▶ 主な施策（※◎4次総合計画より抜粋、☆交付金対象事業）
◎環境汚染の防止 ◎ごみの減量化とリサイクル活動の推進 ◎林業振興の推進 ◎治山・治水の推進 ◎道路整備の推進 ◎利用しやすい公共交通の推進 ◎安心して遊べる公園の整備と利用促進 ◎安全な河川整備と環境保全 ◎ため池の保全 ◎安定した水源確保と施設維持 ◎防災対策の充実 ◎消防活動の充実 ◎交通安全対策の推進 ◎犯罪のない地域づくりの推進 ◎消費者保護対策の推進

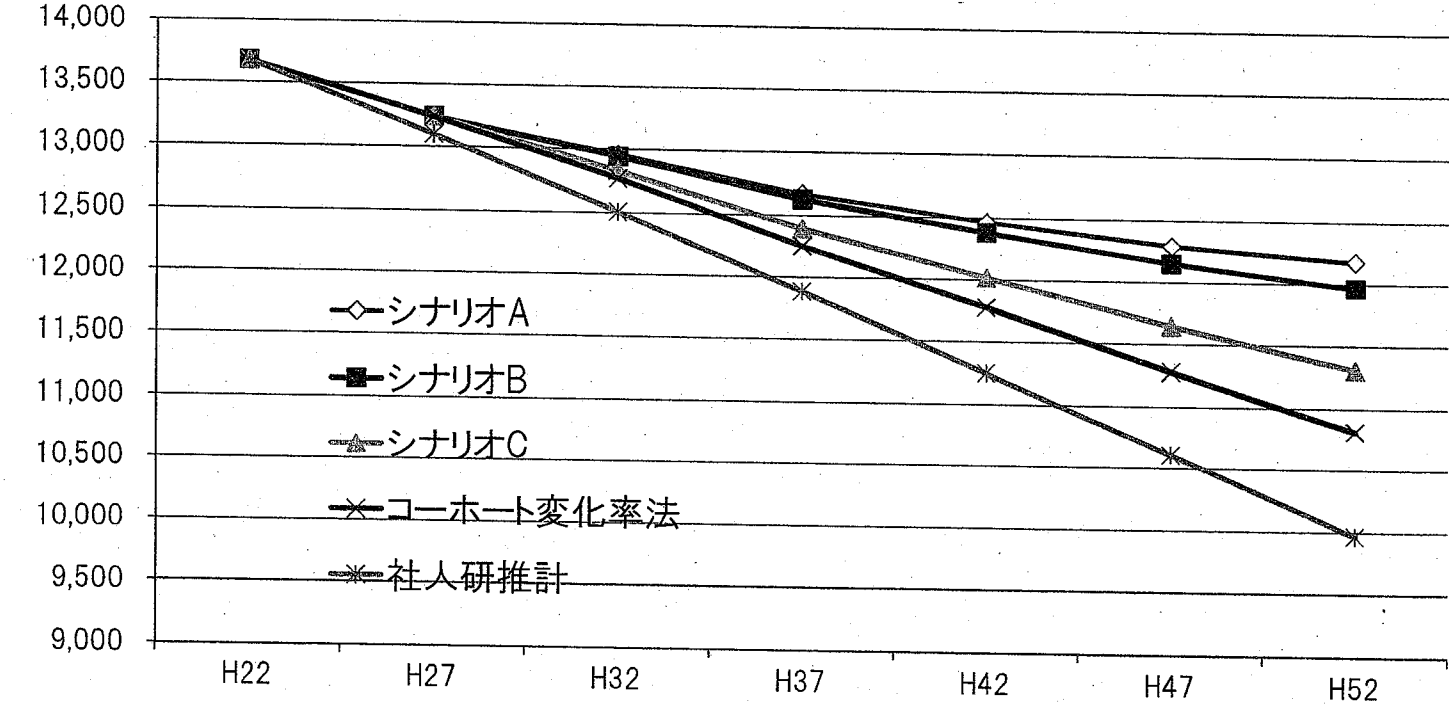
※数値目標は、第5次総合計画の施策、評価等と併せて検討

数値目標	基準値	重要業績評価指標 (KPI)
㉓自主防災組織数		
㉔機能別団員数		
㉕消防団登録事業所数		

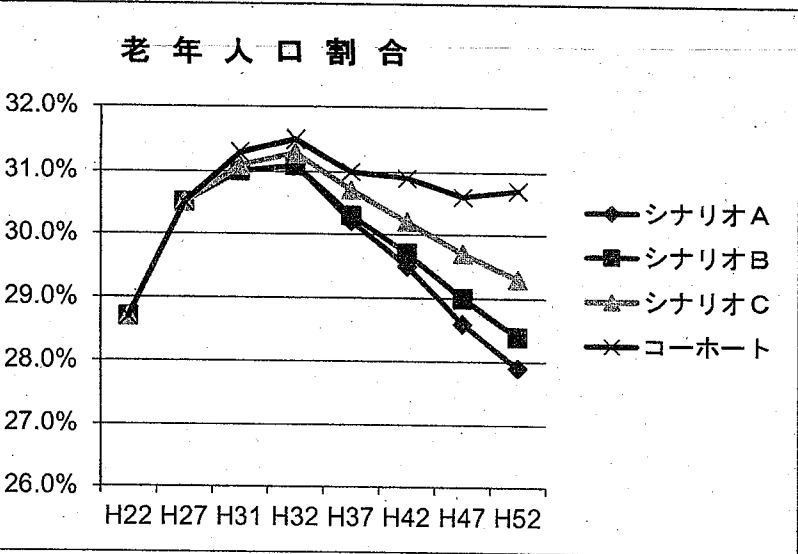
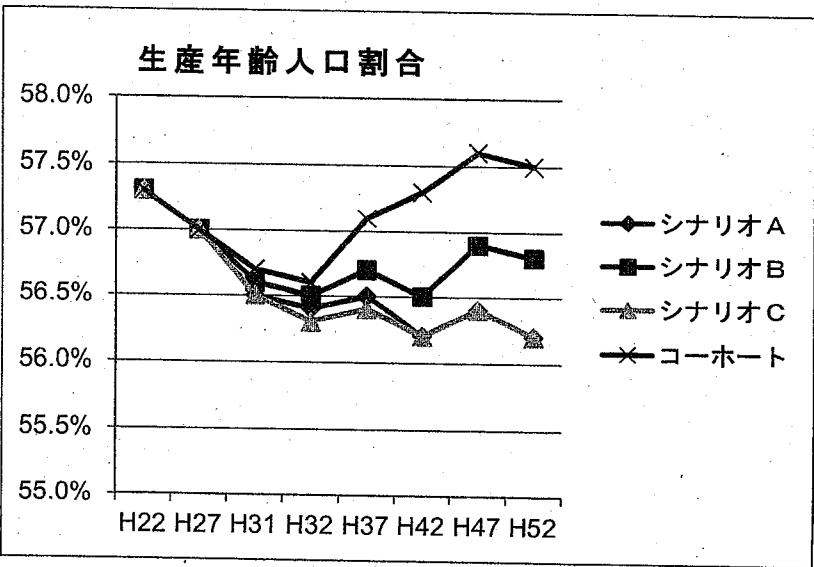
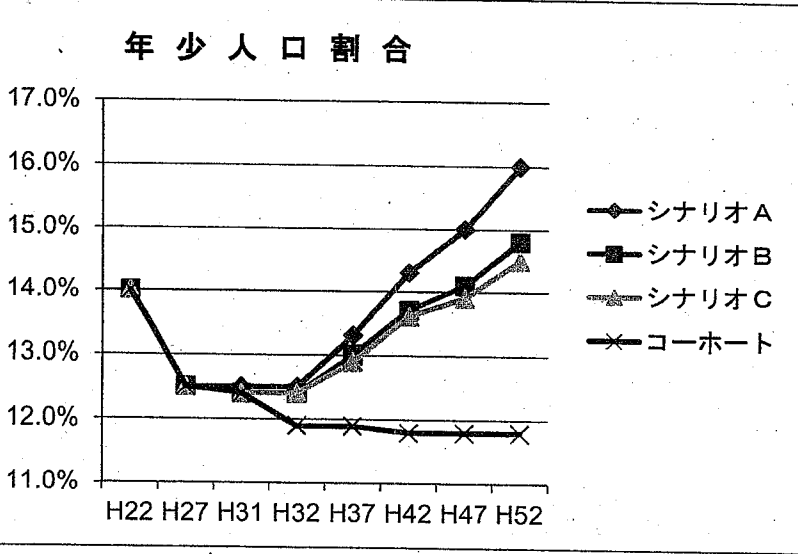
シナリオ別人口試算

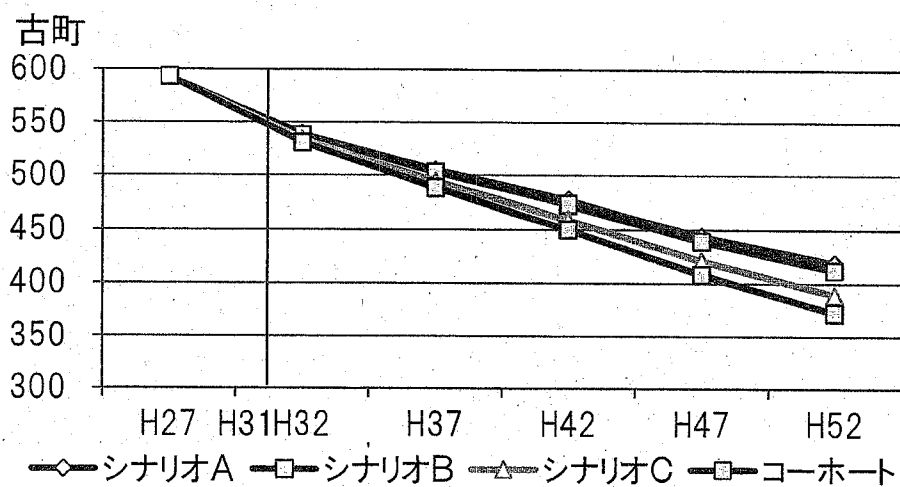
【コーホート変化率法を基準として、シナリオA～Bは一定の施策・取組を講じるケース。社人研推計は特段の政策を講じないケース】

	出生率	社会増（IUターン）
シナリオA	2040年に2.0とする 2020（1.60）→2030（1.80）→2040（2.00）	毎年20代の若者が10人 40代の家族（夫婦＋子供1.5人）が2組、7人 60代の夫婦が2組、4人　合計21人の増加とする
シナリオB	2040年に1.80とする	
シナリオC	2020（1.56）→2030（1.68）→2040（1.80）	現状のまま
コーホート変化率法	H22 国勢調査人口とH27 毎月人口移動調査（7月1日現在）を基準として5年間の人口増減を変化率として推計	
社人研推計	社人研「日本の将来推計人口（H24.1月推計）による	

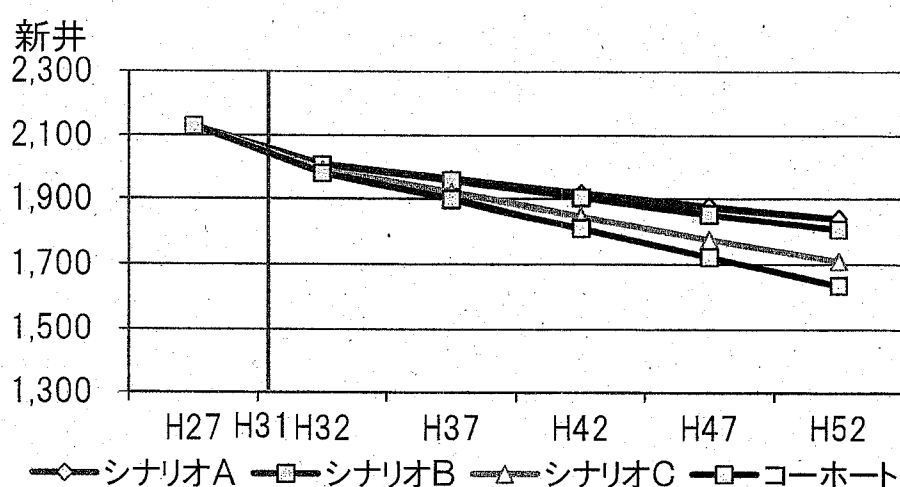


	2010 H22	2015 H27	2019 H31	2020 H32	2025 H37	2030 H42	2035 H47	2040 H52
シナリオA	13,676	13,241	13,011	12,955	12,667	12,463	12,291	12,178
シナリオB	13,676	13,241	13,001	12,942	12,625	12,380	12,151	11,965
シナリオC	13,676	13,241	12,913	12,829	12,392	12,015	11,644	11,308
コーホート変化率法	13,676	13,241	12,863	12,768	12,250	11,776	11,283	10,809
社人研推計	13,676	13,099	-	12,502	11,883	11,252	10,607	9,963

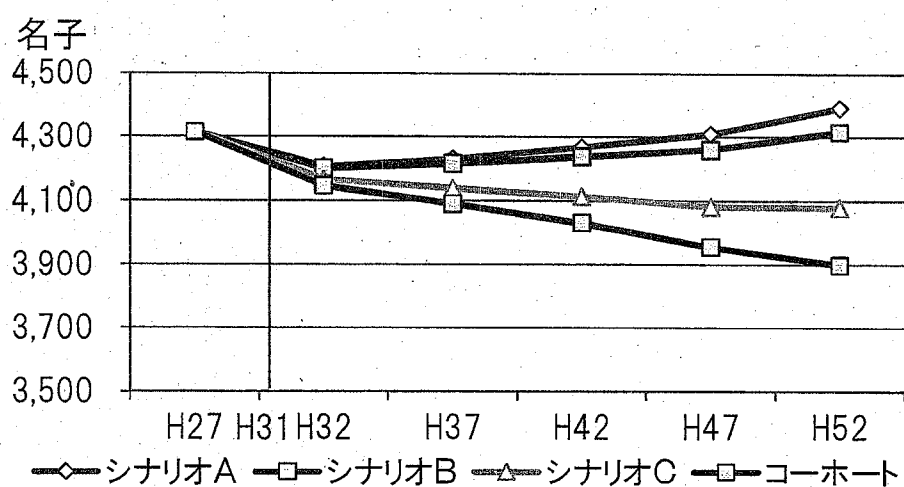




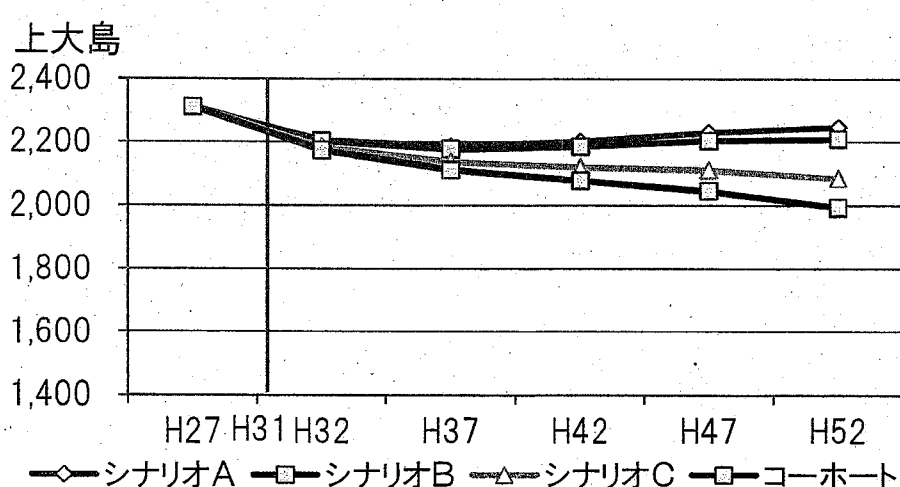
	H27	H31	H32	H37	H42	H47	H52
シナリオA	593	546	539	505	477	444	419
シナリオB	593	546	538	503	473	439	412
シナリオC	593	542	534	494	459	421	389
コーホート	593	540	531	488	450	408	372



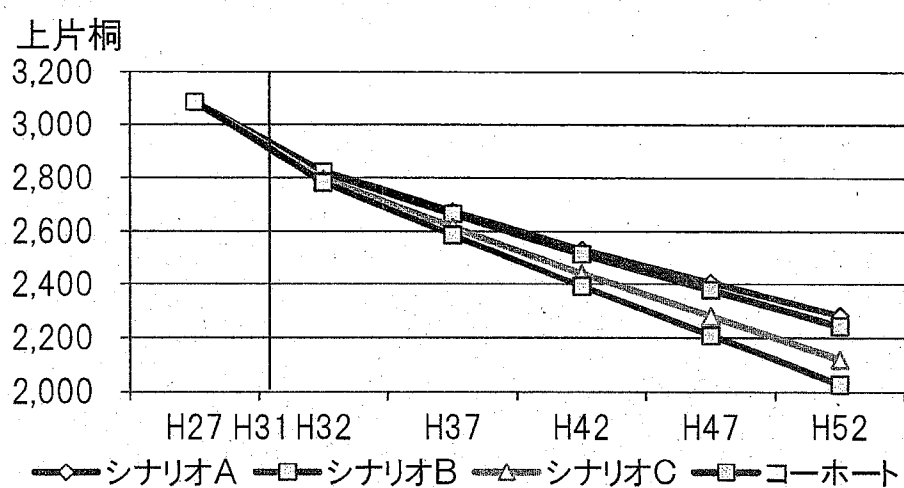
	H27	H31	H32	H37	H42	H47	H52
シナリオA	2,129	2,019	2,009	1,963	1,918	1,876	1,842
シナリオB	2,129	2,017	2,007	1,957	1,905	1,854	1,809
シナリオC	2,129	2,004	1,990	1,921	1,849	1,777	1,710
コーホート	2,129	1,996	1,980	1,899	1,812	1,722	1,635



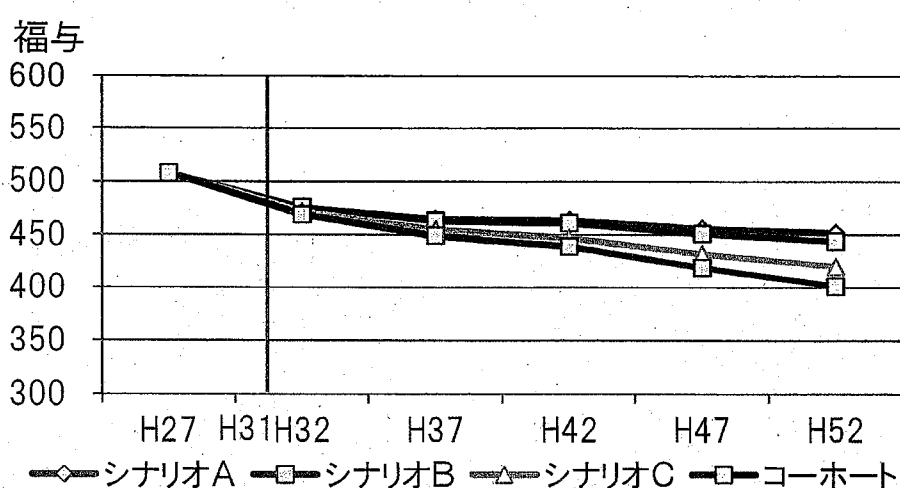
	H27	H31	H32	H37	H42	H47	H52
シナリオA	4,314	4,198	4,207	4,230	4,267	4,309	4,393
シナリオB	4,314	4,194	4,203	4,216	4,239	4,260	4,316
シナリオC	4,314	4,166	4,166	4,139	4,114	4,083	4,079
コーホート	4,314	4,150	4,146	4,091	4,032	3,956	3,899



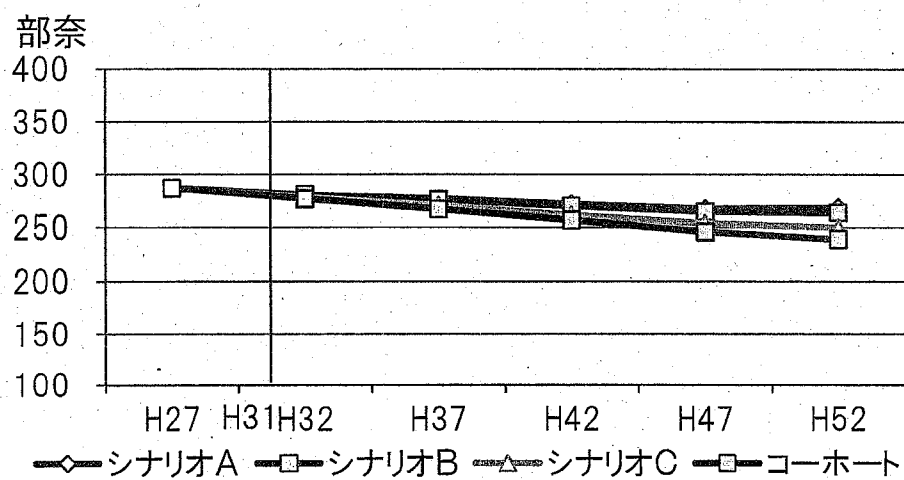
	H27	H31	H32	H37	H42	H47	H52
シナリオA	2,312	2,209	2,203	2,184	2,199	2,228	2,246
シナリオB	2,312	2,207	2,201	2,176	2,184	2,202	2,207
シナリオC	2,312	2,193	2,182	2,136	2,120	2,111	2,085
コーホート	2,312	2,184	2,172	2,112	2,078	2,045	1,993



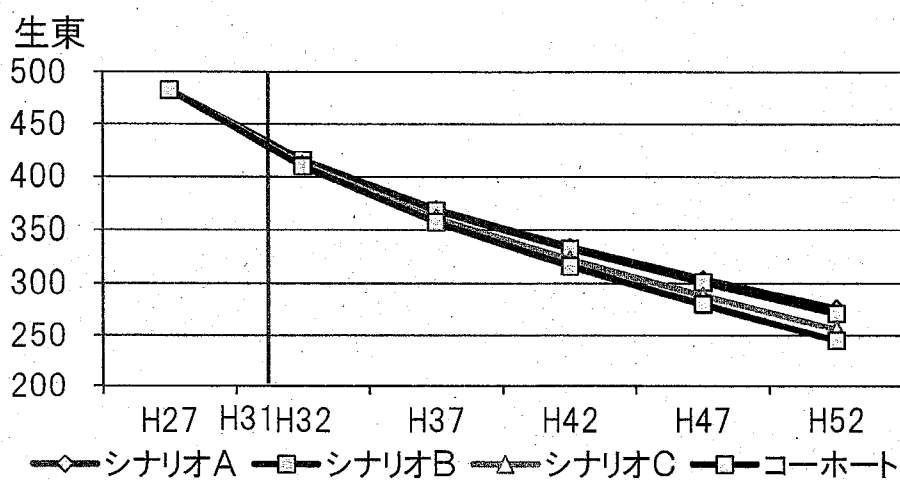
	H27	H31	H32	H37	H42	H47	H52
シナリオA	3,086	2,854	2,823	2,674	2,532	2,406	2,282
シナリオB	3,086	2,852	2,820	2,666	2,515	2,378	2,242
シナリオC	3,086	2,832	2,795	2,616	2,441	2,279	2,119
コーホート	3,086	2,821	2,782	2,586	2,393	2,208	2,026



	H27	H31	H32	H37	H42	H47	H52
シナリオA	508	479	476	465	464	456	452
シナリオB	508	478	476	463	461	451	444
シナリオC	508	475	472	455	447	432	420
コーホート	508	473	469	449	439	419	401

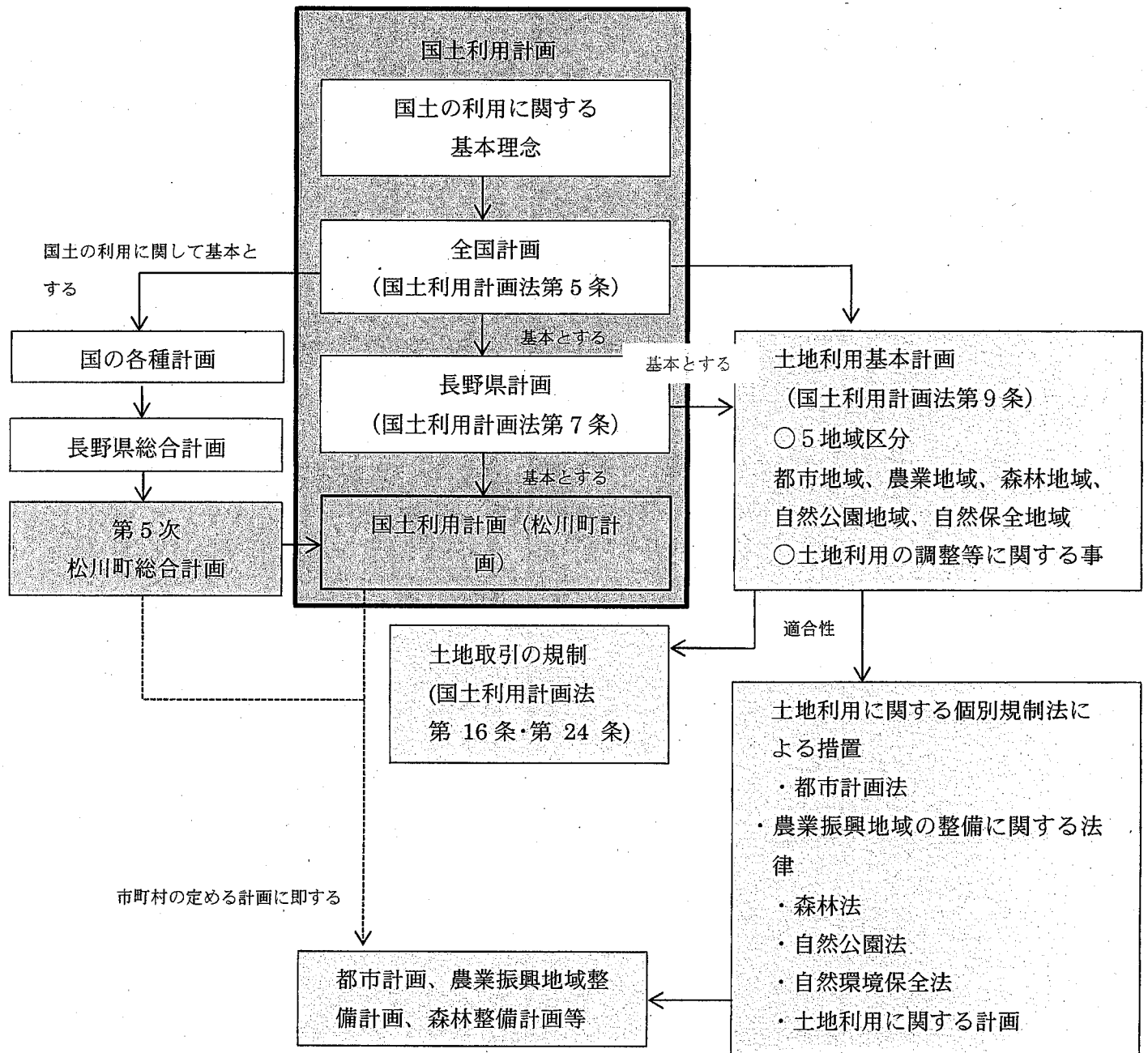


	H27	H31	H32	H37	H42	H47	H52
シナリオA	287	280	281	277	272	268	269
シナリオB	287	280	281	276	270	265	264
シナリオC	287	278	278	271	262	254	250
コーホート	287	277	277	267	257	246	239



	H27	H31	H32	H37	H42	H47	H52
シナリオA	483	427	416	369	334	304	276
シナリオB	483	426	416	368	332	301	271
シナリオC	483	424	412	361	322	288	256
コーホート	483	422	410	357	316	280	245

1. 国土利用計画（松川町計画）策定について



2. 計画の目標年次、策定期間について

本計画の目標年次は平成35年とし、基準年次を平成25年とする。

なお、本計画は全国および長野県の国土利用計画ならびに第5次松川町総合計画基本構想が変更された場合のほか、今後の町土の利用をめぐる経済・社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

策定期間は平成28年度～平成35年度とする。

3. 構成

前文

I 町土の利用に関する基本構想

II 町土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1. 町土の利用区分ごとの規模の目標

(利用区分：農用地、森林、原野、水面、河川、水路、道路、宅地（住宅地・工業用地・その他の宅地）、その他（公共用地など）)

2. 地域別の概要

(大島地区、上片桐地区、生田地区)

3. 町土を有効利用するための推進方策

(国土利用計画の適切な運用、町土の保全と安全性の確保、環境の保全と美しい町土の形成、土地の有効利用の促進など)

4. スケジュールについて

10 月 素案～原案（初旬 策定委員会、中旬 審議会）

10 月末 県へ提出（審査期間約 2 か月）

1 月 パブコメ

2 月 案（修正対応）

3 月 議会提出

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業(地方創生先行型)上乗せ交付分

農村観光交流拠点等整備計画について

(1) 松川青年の家あと利用と西山周辺整備について

(教育委員会生涯学習課、産業観光課、まちづくり政策課)

住民の合意形成が重要とのご意見をいただくなか、これまでの検討結果に加え、西山周辺の土地利用の概況、関係計画との整合、交通条件等の現況調査、広域的な条件整理などを行い、将来を見据えた西山周辺地区の方向性を、以下の手順で検討・整理していきます。

①先進事例の調査:同様な条件を活用した全国の事例について、書籍、インターネット、電話等により、その具体的な取組み方法や活動等、幅広く多様性を考慮した情報収集を行います。

②関係者ヒアリング等:大島、西山地区をはじめ、町内から、性別、年齢層などを考慮して対象者(団体)を選出し、ヒアリング(傾聴調査)等により情報収集を行います。

③検討委員会の設置:青年の家をはじめとする西山地区整備計画の推進にあたり、①先進事例調査結果や②関係者ヒアリング結果を参考に、議会、区長、関係団体、個人等により構成される検討委員会を設置します。構成は現在未定ですが、性別、年齢層等考慮し、幅広い人材を集めて、具体的な整備方針がイメージできるようなゾーニング設定、計画を策定します。

④作業日程(予定):

(ア)基礎調査 — (イ)現地及び条件の確認 — (ウ)コンセプトの設定
— (エ)全体利用方法検討 — (オ)ゾーニング — (カ)個別検討(青年の家)
— (キ)整備運営計画策定

(2) 名子地区、上片桐地区等 移住定住等住宅整備検討 (まちづくり政策課)

名子地区(旧国土交通省官舎、宗源原地籍)、上片桐地区(上片桐専用側線跡地)などの未利用町有地について、土地利用の概況、関連計画との整合、交通条件等の現況調査を行うとともに、面積、配置可能住宅数、1件あたりの土地面積、概算工事費の調査を行い、移住者の定住促進に繋がるか検討をすすめます。

移住者実態調査を含めた検討結果により、各候補地のイメージ図(平面図)を作成し、移住定住等に結び付けるための資料として活用します。

移住者実態調査 (ヒアリング)

松川町に移住(IJUターン)した若者(子育て世代等)を中心としてヒアリング(傾聴調査)を行い、そのきっかけや、現在の住まいを選んだ理由、移住する際に悩んだこと、現在抱えている問題等について聞き取りを行います。

①対象者

- ・ Iターン者…農業関係、起業、定年後Iターンなど
- ・ Uターン者…大学卒業後、大学卒業後都市部で就職しその後Uターンなど
- ・ その他…IJU ターン者は地区によってばらつきがあるため、該当がない地区は他地区でカバーするなど柔軟に対応するとともに、子育て世代も対象範囲として、全8地区で均等に行います。

②期間

- ・ 10月～11月

③内容

- ・ 松川町に移住したきっかけ、あるいは戻ってきたきっかけ
- ・ 松川町のことを何で知ったか
- ・ 現在の住まい(地域)を選んだ理由
- ・ 移住する際に悩んだことや抱えている問題
- ・ 地域や自治会等の加入有無や地域と関わった感想
- ・ これからも住み続けたいと思うか
- ・ 松川町や地域の魅力
- ・ 各地域(地区)には、どんな人が移住することが相応しい(適している)と思うか
- ・ 各地域(地区)には、どんな人が来てくれると思うか
- ・ 移住した時や生活をする中で、こんな支援(施策)があったらよかったと思うこと、あるいは今後希望する支援(施策)
- ・ 役場や地域の協力など、移住した際に助けられたこと、困ったこと

(3) 松川町農村観光交流センターみらいリニューアル検討（産業観光課）

①目的

松川町農村観光交流センターみらいは、平成21年に開設後約6年が経過する中、利用者のニーズや積極的な事業展開により、活動内容や職員体制が大きく変化してきました。

そこで、果樹栽培100周年を迎え、松川町の観光及び農業の拠点施設として、事業展開をしていくため、下記の基本方針(案)に基づき、リニューアルの検討を行っていくものとします。

②検討に関する基本方針（案）

(i) 共通事項

○“くだものの里まつかわ”がイメージできるデザインとする。

○「観光交流・営農支援」、「町民・町外からの観光客」の何れの利用者也気軽に訪れ使用できる施設とする。

(ii) 機能別事項

(ア) 観光案内

○主要地方道松川 IC 大鹿線から見てわかりやすい施設とする。(外観)

○くだもの観光、フォレストアドベンチャー等の案内のサービスが向上するものとする。

(イ) 交流・会議・イベントスペース

○利用者の方が気軽に利用できるスペースとする。

○会議室機能だけでなく、交流やイベントなどの活動のできるスペースとする。

○屋内スペースのほか、屋外を利用したオープンデッキなどの施設を検討する。

(ウ) 事務室

○「観光交流」「営農支援」の両業務について、効率的な事務処理等が行える配置や機能とする。

○職員数については、次の人数とする。[営農支援センター5名、観光交流センター2名、地域おこし協力隊3～9名/計10～16名]

○配置職員数の多寡に柔軟に対応できるようスペースを検討する。

③今後の進め方

(i) 庁内での検討(デザインコンサルタント)

(ii) 農村交流センターみらい運営委員会

(iii) 議会への報告説明

松川町総合交流促進施設[梅松苑]の現指定管理期間終了後について

平成 27 年 9 月 8 日
産業観光課農業振興係

●経過

(株)活性化センター生田 [覚書／23 年間:平成 35 年 3 月 31 日まで]	
平成 12 年 4 月 1 日	○松川町総合交流促進施設の管理運営に関する覚書締結 ・相手方:(株)活性化センター生田 ・期間:平成 12 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日(23 年間) ・施設使用料:年 87 万円(根拠:(建設費-(補助金+交付税措置額)÷23 年間(耐用年数))
(株)活性化センター生田 [指定管理／覚書 23 年間の残期間:平成 35 年 3 月 31 日まで]	
平成 18 年 6 月 12 日	○松川町総合交流促進施設設置及び管理に関する条例制定
平成 18 年 6 月 13 日	○松川町指定管理者選定委員会 ・(株)活性化センター生田を指定管理者とする選定委員会案を決定
平成 18 年 6 月 16 日	○松川町総合交流促進施設の指定管理者の指定議決 ・指定管理者:(株)活性化センター生田 ・期間:平成 18 年 9 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
平成 18 年 9 月 1 日	○松川町総合交流促進施設の管理に関する基本協定書締結 ・指定管理者:(株)活性化センター生田 ・期間:平成 18 年 9 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日 ・施設使用料:年 87 万円
平成 21 年 12 月 21 日	○(株)活性化センター生田より「返還のお願い」が提出される。
平成 22 年 3 月 8 日	○(株)活性化センター生田に対し指定管理者取消通知
(株)技研サービス [指定管理／5 年間:平成 28 年 3 月 31 日まで]	
平成 22 年 5 月 24 日	○第 1 回梅松苑検討委員会 ・構成:町、議会、生東区、アグリ工房まつかわ ・新聞報道等により既に民間 2 社から問い合わせあり。 ・まずは『当初の目的に沿って生東地域や生田地区等地元での運営希望の意向把握を行い検討する』とともに『民間公募』も同時進行で検討していく方針を決定した。
平成 22 年 5 月 31 日	○「梅松苑」の運営希望者の募集(生田地区) ・生田地区の区長、自治会長あてに通知し、組合回覧で運営希望者を募集した。→結果希望者の記録なし
～平成 22 年 6 月 28 日	○新聞報道等により 4 者から問い合わせ有り。
平成 22 年 6 月 30 日	○指定管理者の民間公募告示
平成 22 年 7 月 13 日	○指定管理に関する現地説明会 4 者参加
平成 22 年 7 月 20 日	○締め切り 2 社より応募
平成 22 年 7 月 23 日	○第 2 回梅松苑検討委員会

	・公募 2 社のプレゼンテーションと検討を実施した。 ・2 社に対し再質問を行い 8 月に第 3 回検討委員会で検討することとした。
平成 22 年 8 月 3 日	○1 社より応募辞退の申出
平成 22 年 8 月 10 日	○第 3 回梅松苑検討委員会 ・㈱技研サービスを指定管理者とする検討委員会案を決定
平成 22 年 8 月 17 日	○松川町指定管理者選定委員会 ・㈱技研サービスを指定管理者とする選定委員会案を決定
平成 22 年 9 月 7 日	○松川町使用料徴収条例の一部改正 ・87 万→150 万円(根拠:町が事業用地借地料と支払っている額に見合う分(平成 22 年 9 月議会全員協議会会議録)) ○松川町総合交流促進施設設置及び管理に関する条例の一部改正 ・16 年間(平成 35 年 3 月まで)→5 年間に変更 ○松川町総合交流促進施設の指定管理者の指定議決 ・指定管理者:㈱技研サービス ・期間:平成 22 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
平成 22 年 10 月 1 日	○松川町総合交流促進施設の管理に関する基本協定書締結 ・指定管理者:㈱技研サービス ・期間:平成 22 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 ・施設使用料:年 150 万円
平成 26 年 3 月	○補正予算議決 ・施設使用料減免:年 150 万円→75 万円
平成 26 年 3 月 27 日	○変更協定書の締結 ・施設使用料減免:年 150 万円→75 万円
平成 27 年 3 月	○補正予算議決 ・施設使用料減免:年 150 万円→75 万円
平成 27 年 3 月 20 日	○変更協定書の締結 ・施設使用料減免:年 150 万円→75 万円
平成 27 年 8 月 21 日	○現指定管理者(㈱技研サービス)への次期指定管理の意向確認 ・「現条件での管理委託の継続意志は無い」ことを正式に確認した。

●当面の検討方針(案)

1. 梅松苑検討委員会(仮称)の設置

- ・町長、副町長
- ・議長、副議長、総務産建常任委員長、同副委員長
- ・生東区、部奈区、福与区の区長等
- ・アグリ工房まつかわ ・一般公募 他

果樹栽培 100 周年記念事業 記念講演・式典について

日 時 平成 27 年 10 月 6 日(火) 16 時～20 時

場 所 松川町町民体育館アリーナ/トレーニングルーム

構 成 第一部 記念講演(16 時～17 時 20 分)

第二部 記念式典(17 時 30 分～18 時 20 分)

第三部 祝賀会 (18 時 30 分～20 時)

総合司会進行 ^{なみきのりこ}並木のり子氏(にゃんたぶう)

(1) 記念講演

① 挨拶(実行委員長)

② 講師席着座

③ 講師紹介(司会)

④ 講演

^{たけだとおる}武田徹氏(ラジオパーソナリティ)、^{よこやまた かこ}横山タカ子氏(郷土料理研究家)による
対談形式の講演会。SBC ラジオ(信越放送)後援(この模様は、10/18(日)
12 時 10 分～12 時 40 分放送予定。)

⑤ 御礼(式典部会長)

➤ 講師控室…音楽室

➤ 講師更衣室…休憩室

(2) 記念式典

① 開式(副町長)

② 挨拶(松川町長)

③ 町長表彰…9/8 表彰審査会議

感謝状授与(果樹栽培の礎を作った三農家)

(1) 故 ^{すずきあきひろ}鈴木源三郎氏(鈴木章弘様)(2) 故 ^{ひらさわしげる}平澤兼四郎氏(平澤茂様)(3) 故 ^{やざわとしお}矢沢菊太氏(矢沢俊夫様)

町長表彰(農業部門)

(1)

(2)

④ 来賓祝辞

(1) ~~長野県知事 阿部守一様~~(下伊那地方事務所長 ^{あるがひでとし}有賀秀敏様)(2) 衆議院議員 ^{みやしたいちろう}宮下一郎様(3) 参議院議員 ^{よしだひろみ}吉田博美様(4) 埼玉県蓮田市長 ^{なかのかずのぶ}中野和信様(5) ~~静岡県牧之原市長 西原茂樹様~~(牧之原市副市長 ^{すぎもと きく お}杉本喜久雄様)

⑤ 来賓紹介(司会)

- (1) 県議会議員 ^{たかはしたかとし} 高橋 岑俊様
- (2) 県議会議員 ^{よしかわしやういち} 吉川 彰一様
- (3) 静岡県牧之原市議会議員 ^{こすぎやすお} 小杉 康男様
- (4) 埼玉県蓮田市議会議員 ^{やまぐちこうじ} 山口 浩治様
- (5) みなみ信州農業協同組合代表理事長 ^{やざわてるみ} 矢澤 輝海様
- (6) 町議会議員 ^{せきかつよし} 関 克義様
- (7) 町議会副議長 ^{もりやいわお} 森谷 岩夫様

⑥ 祝電披露(司会)

⑦ 決意宣言()

⑧ 閉会(教育長)

- 来賓控室…体力相談室
- 招待者控室…体力相談室
- 決意宣言…若手農業者から選出

(3) 祝賀会(町民体育館アリーナの一部)

- ① 開会(大島慎男副実行委員長)
- ② 来賓祝辞
 - (1) 県議会議員 高橋 岑俊様
 - (2) 県議会議員 吉川 彰一様
 - (3) みなみ信州農業協同組合代表理事長 矢澤 輝海様
- ③ 乾杯(松川町議会議員 関 克義様)
- ④ 秋のフルーツコンテスト表彰式…9/14 最終審査会
 - (1) 宮下 智博さん
 - (2) 山本 眞理子さん
 - (3) 原田 ゆかりさん
 - (4) 小林 祥典さん
 - (5) 審査員特別賞 2名
- ⑤ 余興(太鼓一芸 楽人)
- ⑥ 締め(松川町議会副議長 森谷 岩夫様)

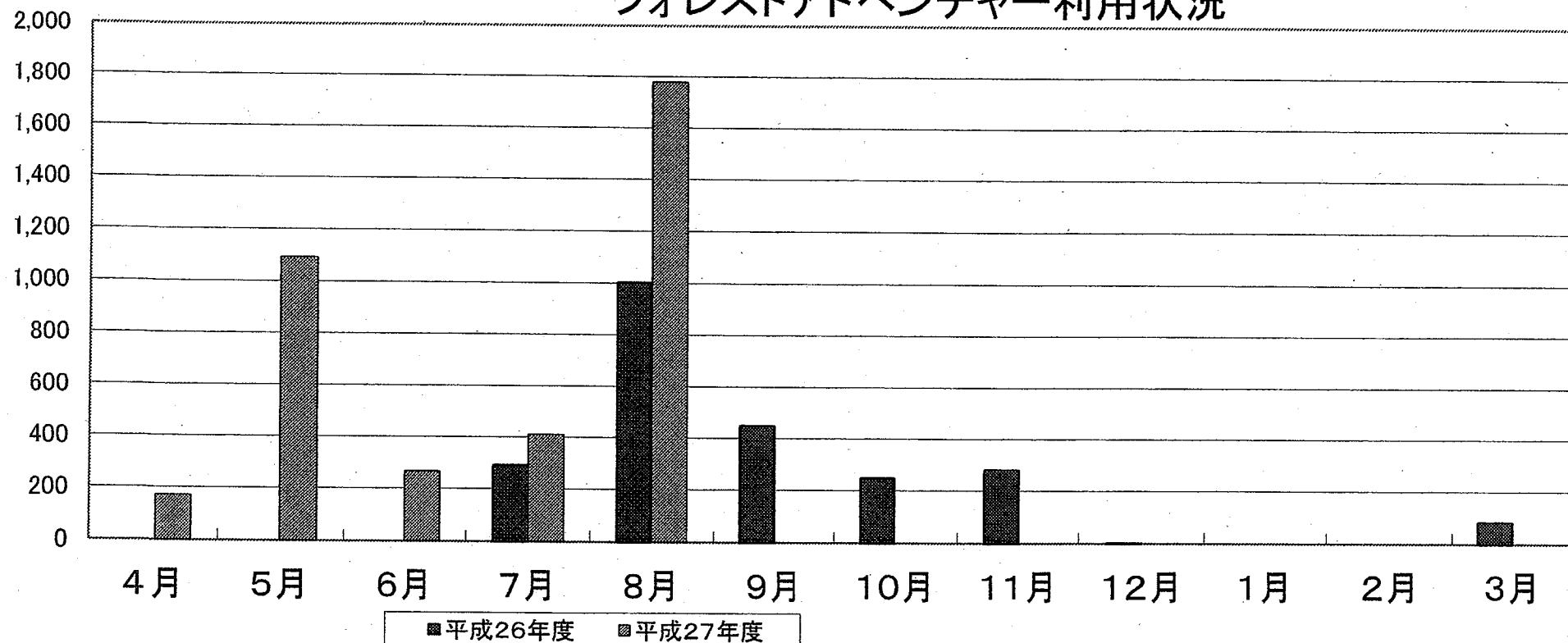
- 会費 2,000 円/人(来賓随行者からも徴収する)
- 料理は、2 段の折詰予定
- DVD 上映、DVD 配布

(4) 駐車場

- ① 中央公民館駐車場
- ② 中央小学校校庭(車乗り入れ 15:45~18:30)
- ③ 役場職員駐車場、みよしや側駐車場、詰所側駐車場

人

フォレストアドベンチャー利用状況



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人 計
平成26年度				291	1,002	449	249	280	2			82	2,355
平成27年度	169	1,091	265	410	1,779								3,714
前年比(割合)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	1.41	1.78								2.87
前年比(人数)	169	1,091	265	119	777								2,421

松川町「地域おこし協力隊」の募集について

平成 27 年 9 月 8 日 産業観光課

1. 現状

現在 3 名の隊員を採用し、観光分野（主に「山」「食」「旅」）での活動を行っていただいている。4 月、5 月、7 月より活動を開始した隊員は、現在までに順調に地域へ入り込み、また主体的に活動に取り組まれており、地域活性化への好影響が期待されている。

また、3 松川町への定住を希望しており、地域おこし協力隊の受入を通じての、定住対策にも効果があると考えられる。

2. 今後の方針(案)

○H27/1 年目:3 名→H28/2 年目:3 名→[H29/3 年目:3 名→H30/4 年目:3 名…]

当面 H28 年度採用隊員として 3 名程度を募集していく。

[活動期間は最大で 3 年間なので、4 年目には H27 任命隊員は卒業する。これをローリングして継続していき、将来的には常時 9 名程度の隊員体制としていきたい。]

3. 今回募集の具体的内容(案)

(1)交流(観光・移住)事業の企画運営

- ・地域の魅力を発信し交流人口を増やす事業の企画運営
- ・上記を通じて全国から大学生や若手社会人等を松川町に呼び込む事業の企画運営

(2)農業担い手不足解消のための援農隊員(農作業の手伝い等)

- ・将来的に本格的な農業経営を視野に入れている方
- ・移住して農業に携わっていきたい方(農業法人への就職等)
- ・本人の意欲や取組状況次第では、協力隊員として活動していただいた後、里親研修や新規就農へとつなげることも可能です。

(3)商店街活性化策の企画運営

- ・あらい商店街の活性化や空き店舗対策に取り組んでいただける方
- ・将来的に商店街での起業を目指している方

※上記のいずれかの内容について、経験のある方や、携っていただく意欲のある方を募集します。また、上記に加え、隊員の意向や得意分野等も考慮して、協議の上業務内容を決定します。

4. 財源等

次の上限額まで、基本的に全額が特別交付税措置(100%)されます。

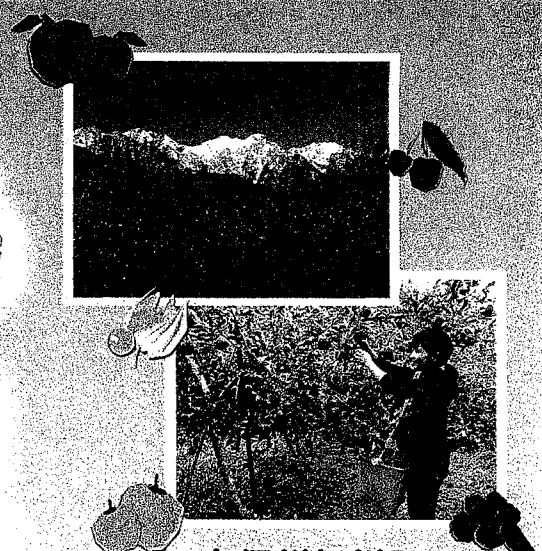
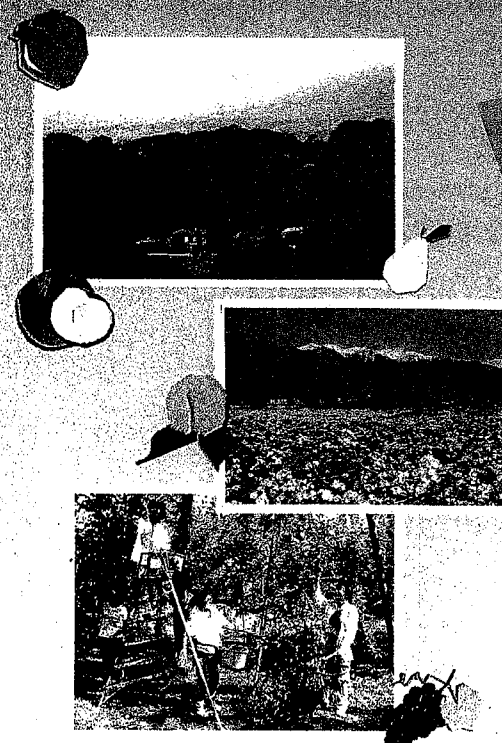
- (1)隊員への報酬等 200 万円/1 名(※市町村の判断で最大 250 万円まで可)
- (2)活動費(住居費等含む) 200 万円/1 名(※(1)と(2)合計で 400 万円上限)
- (3)募集に係る経費 200 万円/1 団体当り

松川町ってどこ？

移住

就農

地域おこし協力隊



南信州松川町は、

水と緑と太陽 そして人が輝く、
自然豊かなくだもの里です。雄大な南アルプスと
中央アルプスに囲まれ、四季折々に魅せる自然の景
色が、温かく人を迎え入れ、やすらぎと癒しを与えて
くれます。そんな松川町への移住や就農、地域おこし

協力隊として活動することに興味をお持ちの方を対象に、
まずは松川町を知っていただくためのセミナーを開催します。

少しでも興味がございましたら、お気軽にご参加ください。お待ちしております。

新しい

田舎暮らしはじめましょう！

松川町 移住・就農・交流セミナー&地域おこし協力隊

9/13 (日) 10:00~17:00

ふるさと回帰フェア
東京国際フォーラム

9/22・23 (祝)

町イチ村イチ2015
東京国際フォーラム

9/25 (金) 18:00~20:00

ふるさと回帰支援センター
有楽町2-10-11 東京交通会館5F

松川町
単独
セミナー

9/27 (日) 11:00~16:00

長野県市町村 JA
合同就農相談会
ヘルサール西新宿

11/5 (木) 18:00~20:00

大阪ふるさと暮らし情報センター
大阪市中央区本町橋2-31 シティプラザ大阪4F

松川町
単独
セミナー

11/15 (日) 11:00~17:00

山梨・長野・静岡 合同移住相談会
有楽町2-10-11 東京交通会館12F

11/19 (木) 18:00~20:00

ふるさと回帰支援センター
有楽町2-10-11 東京交通会館5F

松川町
単独
セミナー

松川町って

どんなところ？
どうぞ右の動画をご覧
ください。

info

松川町
の四季



f

松川町



HP

松川町



●単独セミナーでのご相談をご希望の方は、裏面の申込用紙にてお申込みください。

10/17・18
sat sun

11/28・29
sat sun

南信州まつかわの暮らし体感ツアー

問合せ

松川町 交流センターみらい ☎ 0265-34-7066 FAX 0265-48-5233

住 所 長野県下伊那郡松川町大島 2065-1

メール sangyou@matsukawa-town.jp

松川町太陽光発電事業について

H28. 9. 17 環境水道課

1. 太陽光発電設備工事 プロポーザル結果について

H27. 7. 21	プロポーザル指名
8. 18	技術提案書締切
8. 27	審査委員会開催。優秀者・次点選定 (詳細裏面)
8. 31	結果通知

2. 今後のスケジュール

(役場、中学校)

現在	最優秀者(契約予定者)と仕様の協議
9 月下	契約
1 月末	工事完了

(中央小)

9 月	仕様、設計書作成
10 月	発注 年度内工事

(中央公民館)

28 年度工事 27 年度発注を検討中

松川町太陽光発電事業 指名型プロポーザル
技術提案書評価結果

1. 松川町役場設備工事

提案者名	得点	備考
(有)松川電気工事	527	最優秀者（契約予定者）
日幸設備(株)	423	優秀者
C	365	
D	辞退	
E	辞退	
F	辞退	
G	辞退	

2. 松川中学校設備工事

提案者名	得点	備考
(有)松川電気工事	520	最優秀者（契約予定者）
(有)大場住設工業	477	優秀者
c	429	
d	380	
e	辞退	
F	辞退	
g	辞退	

3. 松川中央小学校
提案なし。

説明)

- ・松川町太陽光発電事業 指名型プロポーザル実施要領に基づき、平成 27 年 7 月 27 日審査委員会（委員 7 名）を開催しました。
- ・同容量に規定した、評価項目及び配点に基づき採点を行い、総合得点（満点 700 点）をもって順位を定め、最優秀者、次点の優秀者を決めました。
- ・最優秀者及び優秀者をのぞき、提案事業者名は記号で示します。

都市再生整備計画の計画変更について

※都市再生整備計画（補助率 40%）の当初計画

- 都市再生整備計画は、5 年以内に事業を完成させる事となっており、現在実施している計画は、すべての事業を含め H24～H28 年度までとなっています。
- 町道神護原線は、旧ポーラ付近から大場敏弘さん宅付近まで、約 L=860m の計画となっています。これは雨水排水の計画区間となっています。H27 年度はポーラ付近の改良工事を実施し一旦完了としています。残り L=340m は H29 年度からの計画としています。
- 町道町谷線は、用地交渉により全地権者が協力してくれる事を確認したのち、国庫補助申請をした為、H27 年度から事業実施する事となり、H27 年度は用地測量と物件調査、H28 年度は一部改良工事を計画しています。町谷線も残り区間は次期の計画としています。

※都市再生整備計画（国庫補助事業）の採択基準の変更

- 平成 27 年 4 月 9 日付で交付金交付要綱が改正され、今後は用途地域内が国庫補助対象地域とされました。ただし、現在の計画は用途地域外でも支援対象とするとの事です。

※ここで発生した問題点

- 町道神護原線の残り 340m 区間と町道町谷線の残り区間は、国庫補助が交付されず町単独事業となってしまう。

※その後取った行動

- 補助申請を行っている担当課（まちづくり政策課）と協議し、計画の変更を行うため事業費及び事業延長の増工を県都市局担当者へ相談しました。
- 都市局担当者は本事業の内容を理解してくれ、国へ強く働きかけを行ってくれました。その結果、8 月 28 日に計画の変更が認められたとメールが来ました。

※都市再生整備計画（補助率 40%）の変更計画

■町道神護原線

計画延長 当初 L=860m ⇒ 変更 L=1,200m (L=340m の増工)
 事業費 当初 H27 30,000 千円 ⇒ 変更 85,000 千円 (55,000 千円の増額)
 当初 H28 50,300 千円 ⇒ 変更 100,000 千円 (49,700 千円の増額)
 ∴変更計画により町道神護原線は、神社下唐沢川手前まで事業実施となる。

■町道町谷線

事業費 当初 H27 10,000 千円 ⇒ 変更 50,000 千円 (40,000 千円の増額)
 当初 H28 30,000 千円 ⇒ 変更 60,000 千円 (30,000 千円の増額)
 ∴変更計画により町道町谷線は、上片桐バイパスまで事業実施となる。

※今後の計画

- ◇設計委託している土木振興会や地権者など関係機関と協議し、本年度と来年度の事業内容を早急に決定いたします。
- ◇町道神護原線は来年 4 月に御柱祭りが開催されますので、交通規制等慎重な対応が求められることから、未契約線越も視野に入れて計画を立てる必要があります。
- ◆今回の計画変更については、富士森公園の遊具設置及び水洗化公衆トイレも国庫補助の支援対象となりましたので、H28 年度に計画実行する予定です。

◎今回の 9 月補正には間に合いませんでしたが、今後予算措置をお願いする事となります。

工事入札結果の報告について

○ 工 事 名 平成27年度 辺地対策事業
町道弥太沢線 道路改良工事

○ 工事場所 西山

○ 契約方法 指名競争入札

○ 契約金額 35,640,000円

○ 契約業者 大島建設株式会社

○ 契約工期 平成27年 9月 25日 から
平成28年 3月 30日 まで



① 1階 共有ロビー・ラウンジ 図書館を見る / 床色：明るい茶色、ベージュ系（空間が明るく見える）

床：磁器質タイル

壁：一般部 / EP 塗装 掲示板部分 / マグネットペイント

天井：一般部 / ロックウール化粧吸音板 ルーバー / 天井輻射冷房（木目シート貼）



② 1階 共有ロビー・ラウンジ 図書館を見る / 床色：濃い灰色（空間が引き締まって見える）

床：磁器質タイル

壁：一般部 / EP 塗装 掲示板部分 / マグネットペイント

天井：一般部 / ロックウール化粧吸音板 ルーバー / 天井輻射冷房（木目シート貼）



③ 1階 共有ロビー 受付カウンター

床：磁器質タイル

壁：一般部 / EP 塗装 掲示板部分 / マグネットペイント

天井：一般部 / ロックウール化粧吸音板 ルーバー / 天井輻射冷房（木目シート貼）



④ 1階 共有ロビー・ラウンジ ギャラリーを見る

床：磁器質タイル

壁：一般部 / EP 塗装 掲示板部分 / マグネットペイント

天井：一般部 / ロックウール化粧吸音板 ルーバー / 天井輻射冷房（木目シート貼）



⑤ 1階 共有ロビー・ラウンジ チャンネル・ユースタジオを見る

床 : 磁器質タイル

壁 : 一般部 / EP 塗装 掲示板部分 / マグネットペイント スタジオ / ガラス (防音ガラス)

天井 : 一般部 / ロックウール化粧吸音板 ルーバー / 天井輻射冷房 (木目シート貼)



⑥ 1階 学習室6・子育て交流室

床 : タイルカーペット、一部ホットカーペット (12畳分)

壁 : EP 塗装

天井 : ロックウール化粧吸音板

備考 : コンパクトキッチン、授乳用カーテン、ロッカー (ランドレス収納可能)



⑦ 1階 調理室

床 : ビニル床シート

壁 : ビニルクロス

天井 : ビニルクロス

備考 : 調理台5台 (料理講師により調理機器選定済)



⑧ 3階 学習室5

床 : 複合フローリング、防振床システム (ダンス等軽運動に対応)

壁 : ビニルクロス

天井 : ロックウール化粧吸音板

備考 : 大型鏡、鏡用カーテン付



⑨ 2階 多目的ホール ステージ側を見る（ステージ設置時、椅子配置時）

床：複合フローリング

壁：板張り部 / 銘木羽目板張り WP 塗装 上部 / 有孔銘木合板

天井：ビニルクロス、ロックウール化粧吸音板

備考：可動ステージ、大型鏡、電動スクリーン



⑩ 2階 多目的ホール ステージ側からみる（ステージ設置時、椅子配置時）

床：複合フローリング

壁：板張り部 / 銘木羽目板張り WP 塗装 上部 / 有孔銘木合板

天井：ビニルクロス、ロックウール化粧吸音板

備考：可動ステージ、大型鏡、電動スクリーン



⑪ 2階 多目的ホール ステージ側を見る（ステージ収納時・鏡使用時）

床：複合フローリング

壁：板張り部 / 銘木羽目板張り WP 塗装 上部 / 有孔銘木合板

天井：ビニルクロス、ロックウール化粧吸音板

備考：可動ステージ、大型鏡、電動スクリーン



NO. 1 着工前0713
2015-07-13



NO. 2 仮設事務所・仮囲い0722~0726
2015-08-05



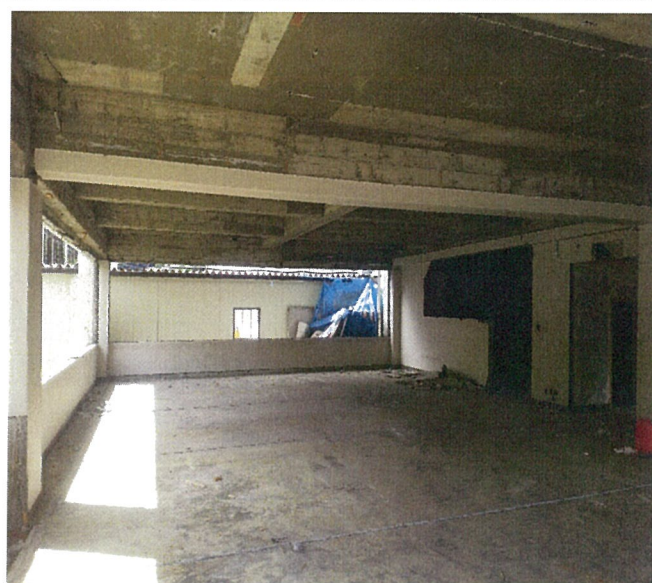
NO. 3 歩道区画整備0725~0801
2015-08-05



NO. 4 内外装解体0803~0822
2015-08-18



NO. 5 1Fエントランス内装解体状況0818
2015-08-18



NO. 6 1Fコンピュータ室内装解体0818
2015-08-18



NO. 7 2F大会議室内装解体0818
2015-08-18



NO. 8 上屋躯体解体0824
2015-08-24



NO. 9 上屋躯体解体0825
2015-08-25



NO. 10 上屋躯体解体0831
2015-08-31



NO. 11 上屋・土間躯体解体完了0907
2015-09-07



NO. 12 基礎躯体解体0911
2015-09-11

工事名

平成27・28年度

株式会社チャンネル・ユー局舎建設事業 建設工事

工 期 自 平成27年7月6日 至 平成28年10月31日

平成27年8月29日 作成

発注者	監理者	神稲・林JV
		  

NO. 2

神稲・林材木特定建設共同企業体

月 間 工 程 表

平成27年9月度

今月の安全重点目標											平成27年9月度																			N0.2										
第三者災害の防止・重機災害の防止（主要工事：解体工事）																														神稲・林材木特定建設共同企業体										
工 種		月・日		9/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	無災害労働時間目標 90,000 時間					
		曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	8/25 現在 2,208 時間					
準備・仮設工事		現場仮設点検 現場全休 (運動会の日程で20日調整) (解体用外部足場・養生シートは、基礎解体の状況で順次解体) 周囲位置関係確認・土工事準備工 (計画建物遺り方・バル確認) 南側水路内仮設パイプ迂回養生																																						
解体工事		既存棟上屋～1F土間・基礎解体 既存棟土間・基礎解体 既存棟基礎解体 建物内整地 不陸整正・仮砕石敷き (式典準備・仮設通路) 安全祈願祭 土工事着工 (GL-1,600程度まで総掘り掘削・残土搬出) 解体CONA'5搬出 解体CONA'5搬出 解体CONA'5搬出																																						
電気設備工事		(本体工事準備期間) (本体工事準備期間)																																						
機械設備工事		(本体工事準備期間) (本体工事準備期間)																																						
町・学校関係行事		小 安全の日 小 避難訓練② 小 PTA評議員会 町 音楽祭 小 運動会特別時間割開始 小 児童会⑨ 小 児童会⑩ 小 運動会事前練習 小 運動会 小 運動会予備日 松風祭 松風祭 小 街頭指導① 小 街頭指導② 13:30 第十回定例会議 週間																																						
備考欄 (各種行事・試験・検査予定)		13:30 第七回定例会議 総合 第二回工事災害防止協議会 作業実施日 作業調整日 13:30 第八回定例会議 週間 作業実施日 作業調整日 19:00 第十八回建設委員会 13:30 第九回定例会議 週間 作業所全休 作業所全休 調整 神稲店社安全パトロール 作業実施日 作業調整日 13:30 第十回定例会議 週間																																						
週間安全目標及び対策		第三者災害の防止					重機災害の防止					第三者災害の防止					重機災害の防止					第三者災害の防止																		
		現場周囲の現地確認と仮設計画の確認 工事車両の出入際の最徐行・左右の確認 仮囲い・周辺道路の定期的な巡視確認					重機作業半径内の立入禁止の明示・周知 前日及び当日の打合せによる全員への周知 有資格者による運転、車両足元の確認					誘導員の配置と運転者の確認での出庫・入庫 搬入・搬出車両の運行経路での法律遵守 仮囲い・周辺道路の定期的な巡視確認					重機作業半径内の立入禁止の明示・周知 前日及び当日の打合せによる全員への周知 有資格者による運転、車両足元の確認					誘導員の配置と運転者の確認での出庫・入庫 搬入・搬出車両の運行経路での法律遵守 仮囲い・周辺道路の定期的な巡視確認																		

工事名

平成27年9月11日 作成

工事NO. 15-103-001-00/01

工 期 自 平成27年7月6日 至 平成28年10月31日

月 間 工 程 表

平成27年10月度

NO. 3

神稻・林材木特定建設共同企業体

発注者	監理者	神稲・林JV
		  

今月の安全重点目標										月間工程表										NO. 3															
第三者災害の防止・重機災害の防止（主要工事：土工事）										平成27年10月度										神稲・林材木特定建設共同企業体															
工種		月・日	10/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	無災害労働時間目標	
		曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	90,000 時間	
																																	9/11 現在		
																																	3,229 時間		
準備・仮設工事		掘削床付けレベル確認（順次） 掘削床付けレベル確認（順次） <																																	